

國王尚清の、進貢のため長史梁炫等を遣わす執照

(二五五一、八、一六)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正義大夫蔡廷会を遣わし、長史梁炫等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕して馬六匹・硫黄一万斤を装載し、京に赴き進貢す。所<sup>よ</sup>扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字六十六号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡朝器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>けんじつ</sup>に遇わば、即便に放行し、留難して困<sup>こ</sup>つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開<sup>ひら</sup>す 赴京の

長史一員 梁炫

使者一員 達魯嘉尼

都通事一員 鄭憲 人伴十八名

存留在船使者二員 嘉満度 巴子勃試 人伴四名

存留在船通事一員 蔡朝器 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 馬麻子

梢水共に一百四十五名

嘉靖三十年(一五五二)八月十六日

右の執照は存留在船通事蔡朝器等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注\*この船は風のため宮古島より帰国し、進貢は中止された。蔡朝器の家譜(『家譜(二)』二五五頁)ならびに『三〇一三』『三〇一四』参照。

## 1-30-12

國王尚清の、進貢のため長史梁炫等を遣わす執照

(二五五三、二、一〇)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁炫を遣わし、使者・通事等の官と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕して馬六匹・硫黄一万斤を装載し、京に赴き進貢す。所<sup>よ</sup>扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字六十八号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡朝器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>とこ</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>けんじつ</sup>に遇わば、即便に放行し、留難して困<sup>こ</sup>つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁炫

使者一員 達魯嘉尼

都通事一員 鄭憲 人伴十八名

存留在船使者二員 嘉滿度 馬勃都

存留在船通事一員 蔡朝器 人伴六名

管船火長・直庫二名 林華 葛自連

梢水共に一百四十五名

嘉靖三十二年（一五五三）二月初十日

右の執照は存留在船通事蔡朝器等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

注\*この進貢については『明実録』嘉靖三十二年十二月戊子の条に記

事がある。

1-30-13  
国王尚清の、嘉靖三十年分の補貢のため使者馬加尼等を遣わす執照（一五五三、二、一〇）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

嘉靖三十年（一五五二）の例として貢に該当するの年に、切に本国、船隻を欠乏するに縁りて以て失貢を致す。此の為に特に使者・通事の陳継成等を遣わし、咨文一道を齎捧して本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五千斤を装載し、前来して補貢せしむ。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字六十九号半印勘合執照を給して通事陳継成等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬加尼 従人二名

通事一員 陳継成 従人五名

管船火長・直庫二名 程偉 馬吾刺

梢水共に九十七名

嘉靖三十二年（一五五三）二月初十日

右の執照は通事陳継成等に付し、此れに准ぜしむ

補貢等の  
事の為にす 執照